

第1章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の主旨

「阿賀野川水系河川整備計画（国管理区間）」（以下、本計画）は、河川法の三つの目的、

- 1) 洪水、高潮等による災害発生防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成19年11月に策定された「阿賀野川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

本計画を基に、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備等を進めます。整備等の実施にあたっては、各県知事管理区間の計画の進捗状況に応じて、適宜協議、調整を図っていきます。

また、阿賀野川流域の自然、社会、歴史、文化を踏まえ、豊かな自然を次世代へ受け継ぎ、さらには流域の自然と人と社会が調和した活力ある地域を創造する阿賀野川の実現を目指し、関係機関や地域住民と連携を強化しながら、治水・利水・環境に関する施策を総合的に展開していきます。

第2節 河川整備の基本理念

阿賀野川は、その源を栃木・福島県境の荒海山（標高1,580m）に発し、会津盆地を貫流した後、猪苗代湖から流下する支川等を合わせ、喜多方市山科において山間の狭窄部に入り、只見川等の支川を合わせて新潟県に入った後、五泉市馬下で越後平野に出て政令指定都市新潟市の北部を流下し新潟市松浜において日本海に注ぐ、幹川流路延長210km、流域面積7,710km²の一级河川です。

阿賀野川の変化に富む自然や景観は古くから地域の人々に親しまれ、その流れは、流域内の社会・経済・文化の形成に欠くことのできない重要な役割を果たしてきました。しかし、一方では、過去幾度と無く洪水氾濫を引き起こし、当地域に甚大な被害をもたらしました。

阿賀野川の治水対策は、河口から馬下までの下流部については大正4年から、長井橋から馬越頭首工までの上流部（盆地部）については大正10年から国の直轄事業として本格的な治水事業に着手しました。以来100年近くが経過し、この間継続して洪水被害の軽減を目的とした河川整備を推進してきましたが、未だ整備途上にあります。また、堤防整備等河川整備の進展とともに、過去の沿川氾濫原への人口・資産の集積が進み、内水氾濫被害や計画規模を上回る超過洪水に対する危機管理対応等の課題も顕在化してきています。

利水の面では、阿賀野川の豊富な水流はかんがい用水・生活用水及び水力発電に利用されています。直轄事業としては多目的ダムである大川ダムを建設し水資源開発を行っています。今後は水利用の合理化・適正化を図るとともに、渇水に対する備えを充実させることが必要です。

維持管理の面では、高度経済成長期以降、急増した河川管理施設の老朽化が進み、更新時期を迎える施設の数が増加するなど、効率的な点検・補修が課題となっています。また、阿賀野川下流部では、三大水衝部の深掘れによる破堤の恐れや河床低下による河川管理施設の被害、砂州の樹林化による流下能力の低下など、河道の特性を十分に踏まえた対策や調査研究も求められてい

第1章 計画の基本的な考え方

ます。さらに、高齢化社会が進み災害時要援護者が増加するなど、阿賀野川を取り巻く社会的状況の変化を踏まえた避難警戒体制や地域の共助体制の確立が必要です。

一方、河川環境面では、深い渓谷を呈する狭窄部を断続的に有するなど、自然の地形が造り出した景勝地が数多く存在する他、多種多様な生物が確認されるなど豊かな生態系を育んでいます。これら、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、流域が一体となって保全に取り組む必要があります。このため、流域の自然的、社会的状況を踏まえ、河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、河川環境管理の目標を定め、その管理内容を具体化し、充実していく必要があります。

さらに、阿賀野川の豊かな自然環境、歴史、文化、風土を背景として、流域内の様々な人・団体が阿賀野川において多様な活動を展開しています。このため、人と河川とのかかわり、ふれあいの場を適切に整備・保全していくことや、河川愛護団体等流域の様々な団体間のパートナーシップを構築することなど、阿賀野川を軸とした参加と連携による地域づくりの推進が求められています。

これらの阿賀野川をとりまく現状を踏まえ、河川整備基本方針に基づき、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため、以下の3点を基本理念に関係機関や地域住民との情報の共有、連携を強化し、治水、利水、環境の調和を図りながら河川整備に関わる施策を総合的に展開します。

○洪水の脅威から地域を守る安全で安心できる川づくり

河川整備基本方針で定めた目標に向け、必要な各種治水対策を総合的に展開し、上下流の治水安全度のバランスを考慮しつつ段階的な整備を進め、洪水、内水被害、地震等さまざまな災害から沿川地域住民の生命と財産を守るとともに、渇水に対する備えを充実させ、人々が安心して暮らせる安全な阿賀野川の実現を目指します。

また、地域の安全と安心が持続できるよう、阿賀野川の自然的、社会的特性を踏まえた継続的・効率的な河川の維持管理に努めます。

○大いなる恵み、清流阿賀野川の次世代への継承

阿賀野川の豊かな水資源を利活用し、その恩恵を享受しながら発展してきた生活を継続させるとともに、阿賀野川の清らかな水流と自然豊かな環境、河川景観を次の世代へ引き継ぐため、地域住民との連携と協働のもと流域一体となった流水の計画的な利用と河川水質の維持、改善、および河川環境の保全、再生、創出を目指します。

また、河川水の適正な利用、良好な水質の維持、河川環境の整備と保全が適正に実施されるよう、河川の水量、水質、環境の適正な管理に努めます。

○大河のうらおいと川文化を活かした地域づくりへの貢献

地域の自然環境・社会環境と調和した人と川とのふれあいの場を整備・保全することにより、阿賀野川を軸とした地域間交流や参加・連携を積極的に促し、人と河川との良好な関係の構築に根差した活力ある地域の創造を目指します。

第3節 計画対象区間

本計画の対象区間は、国土交通省の管理区間（国管理区間）である 91.15km を対象とします。

表 1.1 阿賀野川計画対象区間

河川名	区 間		延長 (km)
	上流端	下流端	
阿賀野川	新潟県阿賀野市小松字向島505 1番の36地先の阿賀野川頭首工	海に至るまで	34.6
阿賀野川 <small>あががわ</small> (阿賀川)	福島県会津美里町穂馬字井戸川乙 538番の2地先の馬越堰堤	左岸 福島県喜多方市山都町 三津合字古屋敷5845の14 地先 右岸 福島県喜多方市山都町小舟寺字 中崎乙2538の2地崎	31.6
はやでがわ 早出川	新潟県五泉市大字赤海 ^{あこうみ} 字下島10 58番の3地先の県道橋	阿賀野川への合流点	4.6
にっばしがわ 日橋川	福島県会津若松市河東町福島字築 前5番地先の堂島橋	阿賀野川合流点	6.6
ゆがわ 湯川	左岸 福島県会津若松市御旗町8 番の32地先 右岸 福島県会津若松市緑町2番 の16地先	阿賀野川合流点	2.2
阿賀野川 (大川ダム)	福島県南会津郡下郷町大字弥五島 字山口5365地先の中山堰堤	左岸 福島県南会津郡下郷町大字小沼 崎字平石上ノ平乙1314番の 5地先 右岸 福島県会津若松市大戸 町大字大川字清水乙2896番	11.55
合計			91.15

阿賀野川は福島県と新潟県にまたがっており、福島県側が阿賀川^{あががわ}、新潟県側が阿賀野川と呼ばれ親しまれています。本文では、以降、福島県側を阿賀川、新潟県側を阿賀野川と表記します。



図 1.1 計画対象区間

第4節 計画の対象期間

本整備計画は、阿賀野川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後のこれらの状況変化や新たな知見、技術の進捗等により、必要に応じて適宜見直しを行います。